資料１－２

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
目次　略 第１章　　略 第１節及び第２節　　略 **第３節　本県の特質と災害要因** **第１項　県内各地域の特色** 本県は、太平洋と日本海への流れを隔てる分水嶺や、雄大な木曽三川に代表される「清流」が人々の生活に根付き、多くの恵みの源となっているとともに、３千メートル級の山岳地帯から海抜ゼロメートル地帯まで、高低差の大きい複雑な地形を有している。特に、木曽三川により形成された低平地（沖積平野）に人口が集中しており、その地盤は軟弱である。また、山間狭隘部の河川沿いに集落が連担し、人口、資産、交通が集中する一方で、土砂災害のおそれのある区域が多数存在している。さらに、複数の活火山を有しており、これらの火山活動による災害も懸念される。 **１　山間部** 山間部では、大雨や長雨により大規模な土砂災害（山崩れ・地すべり・土石流）が発生する可能性がある。特に、急峻な斜面が多い地域では、土砂災害による被害が拡大しやすい。また、冬季には豪雪による孤立や交通障害が発生する可能性がある。 **２　平野部** 平野部では、豪雨や台風による河川の氾濫や内水氾濫が懸念される。特に、低地や水田が広がる地域では、浸水被害が大規模になることがある。 **第２項　災害要因** **１　水害** 梅雨や台風による大雨が原因で、河川の氾濫や土砂災害が発生する可能性がある。また、短期的・局地的豪雨により、これらの災害が引き起こされることもある。さらに、都市部では内水氾濫による浸水被害も懸念される。 **２　雪害** 冬季には豪雪地帯となる地域があり、積雪による交通障害や孤立、雪崩の危険性がある。特に、急峻な山間部では雪崩の被害が拡大する恐れがある。 **３　火山災害** 噴火による火山灰の降下、火砕流、泥流等の被害が懸念される。火砕流や泥流は急速に広がり人命や財産に申告な被害をもたらす可能性がある。また、火山ガスや火山泥流により交通網が遮断されることも考えられる。 本県には御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山、アカンダナ山の５つの活火山が存在している。 **第３項　複合災害対策** 県、市町村は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、県民に周知・啓発を図るものとする。 県、市町村は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念され	目次　略 第１章　　略	総論的項目を追加

新	旧	修正理由
る場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。 県、市町村は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。		
第２章　災害予防	第２章　災害予防	
第１節　総則	第１節　総　則	
第１項　防災協働社会の形成推進 １　　略 ２　推進体制 ⑴から⑸まで　　略 ⑹　消防人材・消防団員等の確保・育成 県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。また、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。 県及び市町村は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。	第１項　防災協働社会の形成推進 １　　略 ２　推進体制 ⑴から⑸まで　　略 ⑹　消防人材・消防団員等の確保・育成 県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る者とする。 県は、地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑺　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。	⑺　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑻　デジタル等新技術を活用した防災対策の推進 県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。 また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、そ	⑻　デジタル技術を活用した防災対策の推進 県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
の恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。 ⑼　略 第２項　防災業務施設・設備等の整備 １から９まで　　略 第２項10の内容を、第１章第３節第３項に移行 10　　略 第３項　　略 第２節　防災思想・防災知識の普及 １　方針 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。 また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。 なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 ２　　略	⑼　　略 第２項　防災業務施設・設備等の整備 １から９まで　　略 10　複合災害対策 県、市町村は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。 県、市町村は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。 県、市町村は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。 11　　略 第３項　　略 第２節　防災思想・防災知識の普及 １　方針 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。 また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。 なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 ２　　略	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
３　実施内容 ⑴　地域住民に対する普及 　県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。 　アからオまで　　略 　カ　山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動 　キからケまで　　略 ⑵及び⑶　　略 ⑷　災害伝承 　県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 ⑸及び⑹　　略	**３　実施内容** ⑴　地域住民に対する普及 　県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。 　アからオまで　　略 　カからクまで　　略 ⑵及び⑶　　略 ⑷　災害伝承 　県、市町村、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の＿＿＿＿＿＿持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 ⑸及び⑹　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正
第３節　防災訓練 **１　方針** 　災害時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。 **２　　略** **３　実施内容** ⑴　訓練方法 　県、市町村、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。 　また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値	**第３節　防災訓練** **１　方針** 　災害時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、＿＿＿＿＿＿水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、＿＿＿＿＿＿雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から地域の災害リスク＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。 **２　　略** **３　実施内容** ⑴　訓練方法 　県、市町村、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。 　また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。 アからウまで　　略 エ　感染症対策への配慮 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。 ⑵から⑺まで　　略 ⑻　防災関係機関等の実施する防災訓練の支援 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性、子どもの参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。 県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。 ⑼及び⑽　　略	アからウまで　　略 エ　感染症対策への配慮 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。 ⑵から⑺まで　　略 ⑻　防災関係機関等の実施する防災訓練の支援 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性　　の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。 ⑼及び⑽　　略	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第４節　自主防災組織の育成と強化 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑺まで　　略 ⑻　防災人材の育成 県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学等と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする。また、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進するものとする。さらに、外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。 ⑼及び⑽　　略	**第４節　自主防災組織の育成と強化** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑺まで　　略 ⑻　防災人材の育成 県は、防災・減災に係る人材育成等を強化するため、専門性の高い大学　と連携し、総合防災力を高めることができる体制を整備するものとする ⑼及び⑽　　略	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第５節　ボランティア活動の環境整備 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　ボランティア活動の推進 ア及びイ　　略 ウ　ボランティア支援を担う人材の養成 県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う人材を養成するものとする。また、大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成するものとする。 ⑸から⑺まで　　略	**第５節　ボランティア活動の環境整備** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　ボランティア活動の推進 ア及びイ　　略 ウ　ボランティア支援を担う職員の養成 県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。 ⑸から⑺まで　　略	文言の修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第６節　広域的な応援体制の整備 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑷まで　　略	**第６節　広域的な応援体制の整備** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑷まで　　略	

新	旧	修正理由
⑸　受援体制の整備 　県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 　また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
⑹　受援体制・広域連携の強化 　県は、過去の被災地支援に従事した職員のデータベース化を進めるものとする。 　また、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなども活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営ができるよう支援するものとする。		震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第７節　緊急輸送網の整備 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　緊急輸送道路ネットワークの確保 　緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。 　県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。 ⑶　道路被害状況の迅速把握 　国は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。また、県は、発災後の発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。 ⑷及び⑸　　略 ⑹　緊急通行車両の周知・普及 　県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。	**第７節　緊急輸送網の整備** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　緊急輸送道路ネットワークの確保 　緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震　　対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限　を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。 　県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。 ⑶　道路被害状況の迅速把握 　県は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。 ⑷及び⑸　　略 ⑹　緊急通行車両の周知・普及 　県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
第８節　防災通信設備等の整備 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑷まで　　略 ⑸　非常時の通信体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。 ※非常通信（電波法第 52 条） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。 県、市町村及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。	**第８節　防災通信設備等の整備** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑷まで　　略 ⑸　非常時の通信体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。 ※非常通信（電波法第 52 条） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑹　その他通信網 アからエまで　　略 オ　公共安全モバイルシステム 平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。	⑹　その他通信網 アからエまで　　略	防災基本計画の修正に伴う修正
⑺及び⑻　　略 ⑼　情報システムの高度化等 ア　　略 イ　情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。 県及び市町村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 県は、国の総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。	⑺及び⑻　　略 ⑼　情報システムの高度化等 ア　　略 イ　情報収集・連絡システム 県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。 県及び市町村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第９節　　略	**第９節　　略**	
第 10 節　水害予防対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略	**第 10 節　水害予防対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　　略	

新	旧	修正理由
⑵　道路施設対策 道路管理者は、道路施設について、施設点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、＿＿＿＿＿＿＿＿＿緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。	⑵　道路施設対策 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。	字句の修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
⑶から⑺まで　　略	⑶から⑺まで　　略	
第 11 節　雪害予防対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑹まで　　略 ⑺　緊急輸送活動関係 県及び市町村は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、凍結防止剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。 ⑻及び⑼　　略 ⑽　災害未然防止活動 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。 また、カメラ等の観測機器の整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図るものとする。 さらに、＿＿＿＿＿集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。 ⑾及び⑿　　略	**第 11 節　雪害予防対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑹まで　　略 ⑺　緊急輸送活動関係 県及び市町村は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。 ⑻及び⑼　　略 ⑽　災害未然防止活動 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。 また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。 ⑾及び⑿　　略	字句の修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第 12 節　火山災害対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　災害危険予想区域の把握 市町村は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を市町村地域防災計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、火山灰、溶岩流、泥（土石）流、火山ガス、空振、地震及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。また、火山災害の想定については火山活動の現状や、推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。 ⑸　　略 ⑹　登山者等の安全対策 県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係	**第 12 節　火山災害対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑸まで　　略 ⑹　登山者等の安全対策 県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下、この節及び第 3 章第 14 節において「登山者等」という。）に対する情報提供・伝達手段を整備するよう努めるものとする。また、携帯用防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行うものとする。さらに、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。なお、登山届の提出については、ＩＴを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。 県及び市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。	団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下、この節及び第 3 章第 14 節において「登山者等」という。）に対する情報提供・伝達手段を整備するよう努めるものとする。また、携帯用防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行うものとする。さらに、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑺及び⑻　　略	⑺及び⑻　　略	
⑼　避難確保計画の作成 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 市町村は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。	⑼　避難確保計画の作成 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・＿＿＿＿公表＿＿＿＿、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成＿＿＿＿した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 市町村は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は＿＿＿＿＿避難訓練の実施に関し必要な＿＿＿＿助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⑽から⒀まで　　略	⑽から⒀まで　　略	
⒁　防災知識の普及 県及び市町村は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、火山ハザードマップ、火山防災マップ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。 なお、市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。 国、県及び市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。	⒁　防災知識の普及 県及び市町村は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿火山ハザードマップ、火山防災マップ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。 なお、市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。 国、県及び市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⒂及び⒃　　略	⒂及び⒃　　略	
第 13 節から第 15 節まで　　略	第 13 節から第 15 節まで　　略	
第 16 節　避難対策 １及び２　　略	第 16 節　避難対策 １及び２　　略	

新	旧	修正理由
３　実施内容 ⑴　避難計画の策定 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては子どもを含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、子どもを含む住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。 市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 また、報告を受けた市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。 ⑵　行政区域を越えた広域避難の調整 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。 県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。 ⑶　避難場所・避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象	**３　実施内容** ⑴　避難計画の策定 市町村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては＿＿＿＿＿住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、＿＿＿＿＿住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。 市町村計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・＿＿＿＿＿公表＿＿＿＿＿、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成＿＿＿＿した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。 また、報告を受けた市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。 ⑵　行政区域を越えた広域避難の調整 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。 ⑶　避難場所・避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。 ア　略 イ　指定避難所の指定 指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 また、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等	に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。 ア　略 イ　指定避難所の指定 指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、＿＿＿＿＿＿＿＿非常用電源、衛星携帯電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 ウ　岐阜県避難所運営ガイドラインの見直し 県は、要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。 また、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直し及び避難所運営が適切に進むよう、支援を行うものとする。	の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿積極的にその協力・支援を行う。 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
エ　避難所運営マニュアルの策定 市町村は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 避難所における＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	ウ　避難所運営マニュアルの策定 市町村は、指定避難所の運営を確立するため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
オ　　略	エ　　略	
⑷　在宅避難者等の支援 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直

新	旧	修正理由
		し・県強靱化計画に伴う修正
⑸　車中泊避難者の支援 　市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
⑹から⒁まで　　略	⑷から⑿まで　　略	
⒂　避難情報の把握 　県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。 　また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。	⒀　避難情報の把握 　県及び市町村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⒃　感染症の自宅療養者等の避難 　県及び岐阜市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 　これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。	⒁　感染症の自宅療養者等の避難 　県及び岐阜市の保健所　は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の　　自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
⒄　デジタル技術を活用した被災者支援 　県及び市町村は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。 　県及び市町村は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、県民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。		震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第 17 節　必需物資の確保対策 １　　略 ２　実施責任者	第 17 節　必需物資の確保対策 １　　略 ２　実施責任者	

新	旧	修正理由
県（危機管理部、環境エネルギー生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部） 市町村 住民 事業者	県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、＿＿＿＿都市建築部） 市町村 住民 事業者	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
３　実施内容 ⑴　略 ア　略 イ　市町村備蓄 大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。 また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。	**３　実施内容** ⑴　略 ア　略 イ　市町村備蓄 大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。 また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 そのため、市町村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
ウ　県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材を迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実を図るものとする。また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努めるものとする。	ウ　県備蓄 県は、市町村の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める＿＿＿＿。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
⑵　略 ⑶　物資支援・必要資機材の事前準備 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努めるものとする。	⑵　略 ⑶　物資支援＿＿＿＿の事前準備 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
⑷　支援物資の輸送体制の整備 県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。 また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	⑷　支援物資の輸送体制の整備 県及び市町村は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
第 18 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 **１　　略** **２　実施責任者** 県（総合企画部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、観光文化スポーツ部、県土整備部、都市建築部） 市町村 社会福祉協議会 施設等管理者 防災関係機関 住民	**第 18 節　要配慮者・避難行動要支援者対策** **１　　略** **２　実施責任者** 県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、＿＿＿＿＿県土整備部、都市建築部） 市町村 社会福祉協議会 施設等管理者 防災関係機関 住民	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
３　実施内容 ⑴及び⑵　　略 ⑶　施設、設備等の整備 アからエまで　　略	**３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 ⑶　施設、設備等の整備 アからエまで　　略	
オ　二次避難の検討 県及び市町村は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努めるものとする。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。 さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討するものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑷　　略	⑷　　略	
⑸　外国人等に対する防災対策 ａからｄまで　　略	⑸　外国人等に対する防災対策 ａからｄまで　　略	
ｅ　外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
ｆ及びｇ　　略	ｅ及びｆ　　略	
第 19 節　応急住宅対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　供給体制の整備 県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。 県及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。	**第 19 節　応急住宅対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　供給体制の整備 県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、＿＿＿＿＿建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 県及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑵　応急仮設住宅の施工経験やノウハウの共有 県は、応急仮設住宅建設の迅速化を図るため、被災地での施工経験やノウハウの共有に努めるものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑶　民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ	⑵　民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ	震災対策の見直し・県強靭化計画

新	旧	修正理由
体制を整備するものとする。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図るものとする。	体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。	に伴う修正
第 20 節　医療救護体制の整備	**第 20 節　医療救護体制の整備**	
１及び２　　略	**１及び２　　略**	
３　実施内容	**３　実施内容**	
⑴　　略	⑴　　略	
⑵　災害医療コーディネートチームの設置 　災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 　県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。 　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	⑵　災害医療コーディネートチームの設置 　災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑶から⑾まで　　略	⑶から⑾まで　　略	
⑿　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の整備 　県は、災害による被災者のストレスケア等の支援体制の整備のため、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の整備に努めるものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正
⒀　災害支援ナースの整備 　県は、災害時の看護支援体制の強化のため、災害支援ナースの整備に努めるものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正
⒁　災害薬事コーディネーターの養成 　県は、被災地の医薬品等や薬剤師に関する情報の把握やマッチングを迅速・的確に行うため、災害薬事コーディネーターの養成を推進するものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⒂　日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携 　県は、災害時における医療関係団体が組織するチーム等への情報共有体制やリハビリテーション、栄養支援を強化するため、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）及び日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携を推進するものとする。		防災基本計画の修正に伴う修正
⒃及び⒄　　略	⒀及び⒀　　略	
第 21 節　　略	**第 21 節から第 23 節まで　　略**	

新	旧	修正理由
第 22 節　河川防災対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑹まで　　略 ⑺　維持管理 河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施するとともに、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に実施するものとする。 ⑻及び⑼　　略	第 22 節　河川防災対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑹まで　　略 ⑺及び⑻　　略	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 23 節　砂防対策 １　方針 荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する　　対策を重点的に実施する。 ２　　略 ３　実施内容 ⑴　砂防対策 ア　砂防事業の推進 国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、　　砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、対策工事（砂防堰堤等）や砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施するものとする。 砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。 イ　地すべり対策事業の推進 国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、　　地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事（集水井工等）を実施するものとする。 県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ウ　急傾斜地崩壊対策事業の推進 県及び市町村は、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うととも	第 23 節　砂防対策 １　方針 荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。 ２　　略 ３　実施内容 ⑴　砂防対策 ア　砂防事業の推進 国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る渓流、土石流危険渓流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。 砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。 イ　地すべり対策事業の推進 国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事　　を実施するものとする。 県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ウ　急傾斜地崩壊対策事業の推進 県及び市町村は、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うととも	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
に、必要な箇所については対策工事（擁壁工等）を実施するものとする。	に、必要な箇所については対策工事を実施するものとする。	
エ　雪崩対策事業 県は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため集落保護を目的とし、必要な箇所について、対策工事（防護擁壁工等）を実施するものとする。	エ　雪崩対策事業 県は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため集落保護を目的とし、必要な箇所について、雪崩防止工事を実施するものとする。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
オ　維持管理 県は、砂防関係施設の点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を実施するものとする。		震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
⑵から⑸まで　略		
第 24 節　農地防災対策 **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　略 ⑶　ため池等整備事業 県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。 県及び市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。 ⑷　略	**第 24 節　農地防災対策** **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　略 ⑶　ため池等整備事業 県、市町村等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。 県及び市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。 ⑷　略	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第 25 節　治山対策 **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　県施行事業 ア　公共治山事業 県は、民有林内の一定規模以上の渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。その上で、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める。 ⑵及び⑶　略	**第 25 節　治山対策** **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　県施行事業 ア　公共治山事業 県は、民有林内の一定規模以上の渓流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施するものとのとする。 ⑵及び⑶　略	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第 26 節　土地災害対策 **第１項　土地災害対策** **１及び２　略**	**第 26 節　土地災害対策** **第１項　土地災害対策** **１及び２　略**	

新	旧	修正理由
３　実施内容 ⑴　災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。 県及び市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は，当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 ⑵　　略 第２項　　略 第 27 節　都市災害対策 第１項　都市計画 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴　土地区画整理 県、市町村等は、市街化区域内＿＿＿＿＿＿において、土地区画整理事業を推進し、道路、公園等の公共施設を整備して良好な市街地の形成を図るものとする。 ⑵から⑺まで　　略 ⑻　空き家対策の推進 市町村は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。 第２項　　略 第 28 節から第 30 節まで　　略 第 31 節　ライフライン施設対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑾まで　　略 第 32 節　　略 第 33 節　行政機関の業務継続体制の整備 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴及び⑵　　略	３　実施内容 ⑴　災害の未然防止 県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。 また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等＿＿を踏まえ、危険が確認された盛土＿＿について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに＿＿＿＿＿撤去命令等の是正指導＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を行うものとする。また、＿県は，当該盛土＿について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 ⑵　　略 第２項　　略 第 27 節　都市災害対策 第１項　都市計画 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴　土地区画整理 県、市町村等は、市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的な市街化を図るものとする。 ⑵から⑺まで　　略 第２項　　略 第 28 節から第 30 節まで　　略 第 31 節　ライフライン施設対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑾まで　　略 第 32 節　　略 第 33 節　行政機関の業務継続体制の整備 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴及び⑵　　略	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 防災基本計画に合わせる修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
⑶　公共施設等の長寿命化対策 　県は、不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組むものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 34 節及び第 35 節　　略	第 34 節及び第 35 節　　略	
第 36 節　航空災害対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴及び⑵　　略 ⑶　災害応急体制の整備関係 ア　捜索活動関係 　県警察は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。その際、陸路進出が困難な場合に備え、資機材等の小型化・軽量化に配意するものとする。	第 36 節　航空災害対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴及び⑵　　略 ⑶　災害応急体制の整備関係 ア　捜索活動関係 　県警察は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
イ　救急・救助活動関係 　県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	イ　救急・救助活動関係 　県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
ウからオまで　　略 ⑷から⑹まで　　略	ウからオまで　　略 ⑷から⑹まで　　略	
第 37 節　鉄道災害対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑶まで　　略 ⑷　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 ａ　救急・救助活動関係 　鉄軌道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。 　県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	第 37 節　鉄道災害対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑶まで　　略 ⑷　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 ａ　救急・救助活動関係 　鉄軌道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。 　県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
ｂ及びｃ　　略 エからキまで　　略 ⑸　　略	ｂ及びｃ　　略 エからキまで　　略 ⑸　　略	

新	旧	修正理由
第 38 節　道路災害対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴　　略 ⑵　道路施設等の整備 ア　道路施設等の整備等 道路管理者は、「岐阜県道路施設維持管理指針」等に基づき、道路の計画的な点検、補修等を実施するものとする。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。	第 38 節　道路災害対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴　　略 ⑵　道路施設等の整備 ア　道路施設等の整備等 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
イ　　略 ⑶　メンテナンスに関する人材の養成 県は、大学等と連携し、道路の点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ＭＥ）」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕を推進するものとする。また、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（ＭＳ）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を図るものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑷　市町村に対する技術的支援 県は、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、市町村に対して道路の維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進するものとする。		震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
⑸　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 ａ　救急・救助活動関係 県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	⑶　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 ａ　救急・救助活動関係 県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
ｂ及びｃ　　略 エからケまで　　略 ⑹　　略	ｂ及びｃ　　略 エからケまで　　略 ⑷　　略	
第 39 節　　略	第 39 節　　略	
第 40 節　危険物等保安対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑶まで　　略 ⑷　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 ａ　救急・救助活動関係	第 40 節　危険物等保安対策 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴から⑶まで　　略 ⑷　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 ａ　救急・救助活動関係	

新	旧	修正理由
県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	県及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
b及びc　略 エからサまで　略 ⑸　略	b及びc　略 エからサまで　略 ⑸　略	
第41節　林野火災対策 **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　略 ⑶　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア～ウまで　略 エ　救急・救助、医療及び消火活動関係 a　救急・救助活動関係 県及び市町村は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	第41節　林野火災対策 **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　略 ⑶　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア～ウまで　略 エ　救急・救助、医療及び消火活動関係 a　救急・救助活動関係 県及び市町村は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
b及びc　略 オからケまで　略 ⑷　略	b及びc　略 オからケまで　略 ⑷　略	
第42節　大規模な火事災害対策 **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　略 ⑵　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 a　救急・救助活動関係 市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。	**第42節　大規模な火事災害対策** **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　略 ⑵　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア及びイ　略 ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係 a　救急・救助活動関係 市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
b　略 c　消火活動関係 市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、	b　略 c　消火活動関係 市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、	

新	旧	修正理由
河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
オからクまで　　略 ⑶　略	オからクまで　　略 ⑶　略	
第43節　　略 **第３章　災害応急対策** **第１節から第４節まで　　略**	**第43節　　略** **第３章　災害応急対策** **第１節から第４節まで　　略**	
第５節　災害応援要請 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑸まで　　略 ⑹　応援職員の派遣及び受入対策 県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。	**第５節　災害応援要請** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑸まで　　略 ⑹　応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策 県及び市町村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第６節　交通応急対策 **第１項　　略** **第２項　輸送手段の確保** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。 アからウまで　　略	**第６節　交通応急対策** **第１項　　略** **第２項　輸送手段の確保** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴から⑶まで　　略 ⑷　緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 県及び市町村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。 なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。 アからウまで　　略	防災基本計画の修正に伴う修正

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>修正理由</th></tr>
<tr>
<td>
第７節　　略

第８節　警報・注意報・情報等の受理伝達
１及び２　　略
３　実施内容
⑴　警報等の発表及び解除
ア　気象警報等
岐阜地方気象台は、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条及び第 14 条の 2 の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。
○気象警報等の種類　　略
○警報及び注意報の予報区　　略
○大雨警報・洪水警報の危険度分布等
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>略</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>略</td></tr>
<tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>略</td></tr>
</table>
○早期注意情報（警報級の可能性）
５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨＿＿＿＿＿＿＿＿に関して、５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
イからカまで　　略
⑵　警報等の伝達体制
ア　伝達系統
警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。
県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
</td>
<td>
第７節　　略

第８節　警報・注意報・情報等の受理伝達
１及び２　　略
３　実施内容
⑴　警報等の発表及び解除
ア　気象警報等
岐阜地方気象台は、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条及び第 14 条の 2 の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。
○気象警報等の種類　　略
○警報及び注意報の予報区　　略
○大雨警報・洪水警報の危険度分布等
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>略</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>略</td></tr>
<tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>略</td></tr>
</table>
○早期注意情報（警報級の可能性）
５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨、大雪、暴風（雪）に関して、５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
イからカまで　　略
⑵　警報等の伝達体制
ア　伝達系統
警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。
県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
</td>
<td>浸水キキクル概要の説明に合わせる修正

早期注意情報の修正</td>
</tr>
</table>

新

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル（配色）	行動を促す情報（避難情報等）	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル５（黒）	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・洪水警報の危険度分布（災害切迫）	・大雨特別警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（災害切迫）
警戒レベル４（紫）	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）
警戒レベル３（赤）	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル２（黄）	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル１（白）	早期注意情報（警報級の可能性）			

ａからｃまで　　略

イ及びウ　　略

⑶及び⑷　　略

第９節及び第 10 節　　略

第 11 節　消防・救急・救助活動

１及び２　　略

３　実施内容

⑴及び⑵　　略

⑶　負傷者等の救出及び救急活動

ア　消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動す

旧

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル（配色）	行動を促す情報（避難情報等）	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル５（黒）	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・＿＿＿＿危険度分布（災害切迫）	・大雨特別警報（土砂災害） ・＿＿＿＿＿＿＿＿危険度分布（災害切迫）
警戒レベル４（紫）	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）
警戒レベル３（赤）	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル２（黄）	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル１（白）	早期注意情報（警報級の可能性）			

ａからｃまで　　略

イ及びウ　　略

⑶及び⑷　　略

第９節及び第 10 節　　略

第 11 節　消防・救急・救助活動

１及び２　　略

３　実施内容

⑴及び⑵　　略

⑶　負傷者等の救出及び救急活動

ア　消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動す

修正理由

危険度分布種類の明確化

新	旧	修正理由
るものとする。 a　救出活動 ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。 ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。	るものとする。 a　救出活動 ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。 ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。	消防庁防災業務計画の修正に伴う修正
b及びc　　略 イからエまで　　略 ⑷　活動における感染症対策 災害現場で活動する各機関は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 ⑸　　略	b及びc　　略 イからエまで　　略 ⑷　活動における感染症対策 災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
第12節及び第13節　　略	**第12節及び第13節　　略**	
第14節　火山災害対策 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 別表３　御嶽山の噴火警戒レベル	**第14節　火山災害対策** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴及び⑵　　略 別表３　御嶽山の噴火警戒レベル	

種別	名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等

種別	名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>修正理由</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1（活火山であることに留意）</td><td>火山活動は静穏。
火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td><td>住民は通常の生活。
状況に応じて火口内への立入規制等（＿＿＿＿現在、地元自治体が一部の登山道を除き、地獄谷火口から概ね500mまで立入規制中）。</td><td>・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり</td></tr>
</table>

第15節から第17節まで　　略

第18節　避難対策
１及び２　　略
３　実施内容
⑴から⑷まで　　略
⑸　避難場所及び避難所の開設・運営
アからウまで　　略
エ　指定避難所の運営・管理等
市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理
</td>
<td>
<table>
<tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1（活火山であることに留意）</td><td>火山活動は静穏。
火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td><td>住民は通常の生活。
状況に応じて火口内への立入規制等（2023年3月現在、地元自治体が一部の登山道を除き、地獄谷火口から概ね500mまで立入規制中）。</td><td>・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり</td></tr>
</table>

第15節から第17節まで　　略

第18節　避難対策
１及び２　　略
３　実施内容
⑴から⑷まで　　略
⑸　避難場所及び避難所の開設・運営
アからウまで　　略
エ　指定避難所の運営・管理等
市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。＿＿また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理
</td>
<td>字句の修正

防災基本計画の修正に伴う修正</td>
</tr>
</table>

新	旧	修正理由
栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、＿＿＿＿＿＿＿＿指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
市町村は、指定避難所における＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
県及び市町村は、被災地において＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。	
市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。	市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。	
市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	
市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。	市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。	震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対しても、食　料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
オ及びカ　　略	オ及びカ　　略	
⑹から⑼まで　　略	⑹から⑼まで　　略	
⑽　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供	⑽　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供	
県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとす	県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとす	

新	旧	修正理由
る。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。 　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 　県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ⑾から⒁まで　略 **第 19 節及び第 20 節　略** **第 21 節　生活必需品供給活動** **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　略 ⑵　生活必需品の確保 ア　略 イ　物資の調達、輸送 　生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。 　なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。 **第 22 節　要配慮者・避難行動要支援者対策** **１　略** **２　実施責任者** 県（総合企画部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、観光文化スポーツ部、都市建築部） 県警察 市町村 社会福祉協議会	る。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。 　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援＿＿＿＿＿＿＿＿応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 　県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、＿＿＿＿＿＿＿＿応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 ⑾から⒁まで　略 **第 19 節及び第 20 節　略** **第 21 節　生活必需品供給活動** **１及び２　略** **３　実施内容** ⑴　略 ⑵　生活必需品の確保 ア　略 イ　物資の調達、輸送 　生活必需品の調達及び輸送は、市町村において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。 　なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資＿＿＿＿＿＿＿＿をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。 **第 22 節　要配慮者・避難行動要支援者対策** **１　略** **２　実施責任者** 県（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、＿＿＿＿都市建築部） 県警察 市町村 社会福祉協議会	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直しに伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
社会福祉施設の設置者、管理者 住民 ３　略 第 23 節　略 第 24 節　応急住宅対策 １及び２　略 ３　実施内容 (1)から(3)まで　略 (4)　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもを始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 (5)から(12)まで　略 第 25 節　医療・救護活動 １及び２　略 ３　実施内容 (1)　医療救護活動 アからウまで　略 エ　医療救護活動の原則 医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県との協定に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。 オからクまで　略 ケ　医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA－DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努	社会福祉施設の設置者、管理者 住民 ３　略 第 23 節　略 第 24 節　応急住宅対策 １及び２　略 ３　実施内容 (1)から(3)まで　略 (4)　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性＿＿の参画を推進し、女性＿＿を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 (5)から(12)まで　略 第 25 節　医療・救護活動 １及び２　略 ３　実施内容 (1)　医療救護活動 アからウまで　略 エ　医療救護活動の原則 医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、＿＿＿＿災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。 オからクまで　略 ケ　医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会＿＿＿＿、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努	 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
めるものとする。 ⑵及び⑶　　略	めるものとする。 ⑵及び⑶　　略	
第 26 節から第 28 節まで　　略		
第 29 節　保健活動・精神保健 **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　保健活動 ア及びイ　　略 ウ　その他 その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。 また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を行うものとする。 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。 ⑵　健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。 具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。 また、県は、市町村、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。	**第 29 節　保健活動・精神保健** **１及び２　　略** **３　実施内容** ⑴　保健活動 ア及びイ　　略 ウ　その他 その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。 また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を行うものとする。 ⑵　健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。 具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。 また、県は、市町村、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）＿＿＿＿＿＿の応援派遣を行うものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正
第 30 節　環境衛生・廃棄物処理 **１　　略** **２　実施責任者** 県（環境エネルギー生活部、県土整備部） 市町村 **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　清掃方法 ア　ごみ処理 ａ及びｂ　　略 ｃ　ごみの処分 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。	**第 30 節　清掃活動** **１　　略** **２　実施責任者** 県（環境生活部＿＿＿＿＿） 市町村 **３　実施内容** ⑴　　略 ⑵　清掃方法 ア　ごみ処理 ａ及びｂ　　略 ｃ　ごみの処分 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。	廃棄物処理対策内容の強化に伴う節名称の修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。 なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。	なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
イ　略	イ　略	
ウ　災害廃棄物の発生への備え 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 県及び各市町村は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。 県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。	ウ　災害廃棄物の発生への備え 市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。 県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。 また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。	震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
エ　略	エ　略	
(3)　その他関連対策 市町村は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み、以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。 仮設トイレは、当初は、市町村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。 なお、各市町村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。	(3)　その他関連対策 市町村は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（　　以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。 仮設トイレは、当初は、市町村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。 なお、各市町村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靱化計画に伴う修正
第 31 節　家庭動物　の救援	**第 31 節　愛玩動物等の救援**	防災基本計画の修正に伴う修正
1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）　が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭	**1　方針** 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛	

新	旧	修正理由
動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ２　略 ３　実施内容 県及び市町村は、被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 ⑴　被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。 ⑵　動物の適正な飼養体制の確保等 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 ⑶　略 第 32 節及び第 33 節　略 第 34 節　公共施設の応急対策 １及び２　略 ３　実施内容 ⑴　道路施設の応急対策 ア　略 イ　応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。 ⑵　河川施設の応急対策 ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。 県は、大規模地震等により被災した堤防を迅速に応急復旧することができるようにするため、盛土拠点の整備を図るものとする。 ⑶から⑸まで　略 第 35 節から第 45 節まで　略 第４章　災害復旧 第１項　基本方針	玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ２　略 ３　実施内容 県及び市町村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 ⑴　被災地域における動物の保護 県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 ⑵　動物の適正な飼養体制の確保＿ 市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 ⑶　略 第 32 節及び第 33 節　略 第 34 節　公共施設の応急対策 １及び２　略 ３　実施内容 ⑴　道路施設の応急対策 ア　略 イ　応援要請 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。 ⑵　河川施設の応急対策 ため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。 ⑶から⑸まで　略 第 35 節から第 45 節まで　略 第４章　災害復旧 第１項　基本方針	防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正

新	旧	修正理由
発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県、市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 第２項から第５項まで　　略 第２節及び第３節　　略 第４節　被災者の生活確保 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴　　略 ⑵　被災者への生活再建等の支援 アからクまで　　略 ケ　災害ケースマネジメント 県及び市町村は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 ⑶から⑺まで　　略 第５節及び第６節　　略	発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県、市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用＿＿＿＿＿するものとする。 第２項から第５項まで　　略 第２節及び第３節　　略 第４節　被災者の生活確保 １及び２　　略 ３　実施内容 ⑴　　略 ⑵　被災者への生活再建等の支援 アからクまで　　略 ⑶から⑺まで　　略 第５節及び第６節　　略	防災基本計画の修正に伴う修正 震災対策の見直し・県強靭化計画に伴う修正